大阪府条例第　　　号

資料５

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

　大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十三年大阪府条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （議員の定数）  第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、大阪府議会議員の定数を七十九人とする。  （選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）  第二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 選挙区の名称 | 選挙区の区域 | 議員数 | | （略） | （略） | （略） | | 大阪市住吉区 | （略） | 一 | | （略） | （略） | （略） | | 堺市堺区 | （略） | 一 | | （略） | （略） | （略） | | 堺市北区 | （略） | 一 | | （略） | （略） | （略） | | 吹田市 | （略） | 三 | | 泉大津市、高石市及び泉北郡 | （略） | 一 | | 高槻市及び三島郡 | （略） | 三 | | （略） | （略） | （略） | | 八尾市 | （略） | 二 | | （略） | （略） | （略） | | 箕面市及び豊能郡 | （略） | 一 | | （略） | （略） | （略） | | 東大阪市 | （略） | 四 | | （略） | （略） | （略） | | （議員の定数）  第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、大阪府議会議員の定数を八十八人とする。  （選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）  第二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 選挙区の名称 | 選挙区の区域 | 議員数 | | （略） | （略） | （略） | | 大阪市住吉区 | （略） | 二 | | （略） | （略） | （略） | | 堺市堺区 | （略） | 二 | | （略） | （略） | （略） | | 堺市北区 | （略） | 二 | | （略） | （略） | （略） | | 吹田市 | （略） | 四 | | 泉大津市、高石市及び泉北郡 | （略） | 二 | | 高槻市及び三島郡 | （略） | 四 | | （略） | （略） | （略） | | 八尾市 | （略） | 三 | | （略） | （略） | （略） | | 箕面市及び豊能郡 | （略） | 二 | | （略） | （略） | （略） | | 東大阪市 | （略） | 五 | | （略） | （略） | （略） | |
|  |  |

附　則

　この条例は、次の一般選挙から施行する。